

新ふるさと創り特区

都道府県名：

和歌山県

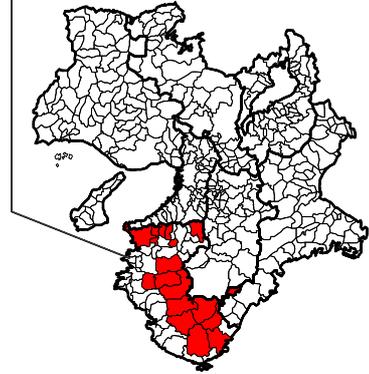
申請主体名：

和歌山県

区域の範囲：

和歌山市及び打田町の区域の一部（コスモパーク加太及び北勢田ハイテクパーク）並びに橋本市、粉河町、貴志川町、岩出町、美里町、清水町、中津村、美山村、龍神村、中辺路町、大塔村、那智勝浦町、古座川町、熊野川町、本宮町及び北山村の全域

和歌山市を含む 18 市町村



特区の概要：

農業体験と自然体験、歴史文化探訪等が一体となった総合体験型観光産業及び大都市圏への食の提供に関連した新規産業を創出するなど「都市」と「地方」の交流を促進するとともに、緑の雇用事業と併せて、Iターン者が農業などで収入を得る条件を整備し、定住を促進する。

適用される規制の特例措置：

- ・土地開発公社造成地の賃貸の容認
- ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
- ・市民農園の開設者の範囲の拡大
- ・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認

